

札幌市立札幌北中学校 体育文化振興会 旅費規程

- 第1条 本規程は、本校を代表して全道、全国大会へ出場する生徒および教諭、指導者に対して、部活動基金および体育文化活動振興会費から、その大会参加の費用を補助することを目的とする。
- 第2条 補助に使用する部活動基金は、体育文化活動振興会会則第8章第12条に基づき集めたものとする。
- 第3条 補助は本旅費規程に則って行う。なお、その残額および執行状況によっては、規程通りとならない場合がある。補助額の最終的な判断は、振興会役員及び事務局で検討をし、決定をする。
- 第4条 旅費の補助の対象となる各種大会（以下、コンクール等も含む）の判断基準は以下のとおりとする。ただし、種目によっては、以下の基準で判断できない場合がある。その際は、振興会役員及び事務局で判断をする。
- ・中体連・中文連大会：中体連、中文連が主催あるいは主管する大会
 - ・中体連・中文連に準ずる大会：中体連・中文連が主催・主管してはいないが、中体連・中文連大会の結果をもとに参加の対象が判断される大会で、かつ、大会要項の後援までの欄に中体連・中文連が明記されている大会
 - ・それ以外の大会：上記に該当しない大会
- 第5条 中体連・中文連大会に伴う補助金について、下記の通りとする。

	札幌市外		札幌市近郊、札幌市内	
	生徒	顧問	生徒	顧問
宿泊費	市教委の補助の半額	市費または公費の出張旅費の差額	宿泊 あり：左記の基準 なし：補助なし	宿泊 あり：左記の基準 なし：補助なし
交通費	市教委の補助の差額	市費または公費の出張旅費の差額	出発地から開催地までの交通費（基本的に公共交通機関の金額で換算）の実費	公共交通機関利用の場合のみ実費（サピカの場合あり）
現地交通費 ※1	実費※タクシーを利用の場合は、教員の分と合わせる。	実費	実費※タクシーを利用の場合は、教員の分と合わせる。	実費
昼食費 ※2	なし	なし ※出張の手当、下記の指導手当に含む	なし	なし ※出張の手当、下記の指導手当に含む
指導手当		2,700円		2,700円

※1：現地交通費において、宿泊地から会場まで交通費がかかる場合のみとする。

※2：700円を上限とする。（中体連における教員の昼食代をもとに算出）大会会場で注文するお弁当の場合は実費。

第6条 中体連・中文連に準ずる大会およびその他の大会（1大会／年）の全道・全国大会に伴う補助金について、下記の通りとする。

	札幌市外		札幌市近郊、札幌市内	
	生徒	顧問	生徒	顧問
宿泊費	市教委等の補助と同額	全額	宿泊あり：左記の基準 なし：補助なし	宿泊あり：左記の基準 なし：補助なし
交通費	全体の半額※航空機を利用の場合は、上限を設ける場合あり。	全額	出発地から開催地までの交通費（基本的に公共交通機関の金額で換算）の半額	公共交通機関利用の場合のみ実費（サピカの場合あり）
現地交通費※1	実費※タクシーを利用の場合は、教員の分と合わせる。	実費	実費※タクシーを利用の場合は、教員の分と合わせる。	実費
昼食費※2	なし	なし ※出張の手当、下記の指導手当に含む	なし	なし ※出張の手当、下記の指導手当に含む
指導手当		2,700円		2,700円

※1：現地交通費において、宿泊地から会場まで交通費がかかる場合のみとする。

※2：700円を上限とする。（中体連における教員の昼食代をもとに算出）大会会場で注文するお弁当の場合は実費。

第7条 文化系の主要な全国・全道コンクールについて、下記の通りとする。

		体文振からの補助
・ 全日本吹奏楽コンクール ・ 全日本合唱コンクール ・ 全国中学校総合文化祭演劇部門	全国 東日本	第5条の条件を適用する。（中体連・中文連大会） 関係諸団体の補助と合わせて、宿泊費、交通費の生徒の負担が最大1/4に収まるように、可能な範囲で補助をする。 ただし、航空機を利用の場合は、事務局で検討し決定する。 道具の輸送費も同様とする。
	北海道	同上
・ その他のコンクール ・ 学校や授業で応募した作品展、コンクールなど	全国	第6条の条件を適用する。（中体連・中文連に準ずる大会およびその他の大会） 関係諸団体の補助と合わせて、宿泊費、交通費の生徒の負担が最大1/2に収まるように、可能な範囲で補助をする。 ただし、航空機を利用の場合は、事務局で検討し決定する。 道具の輸送費も同様とする。
	北海道	同上

第8条 それぞれの補助金については、大会に登録され、実際に出場する者（選手、演者、など）とする。応援、観戦、補助役など、大会に登録をされていない場合は、補助の対象外とする。

第9条 外部顧問、特別外部指導者が引率をする場合は、補助の対象とする。外部指導者は、基本的には補助の対象外とする。ただし、中体連主催大会においては、札幌市では外部指導者による引率及び監督業務の遂行が認められているため、学校長が認める場合は、補助の対象とする。

- 第10条 上記の補助の基準は、部の設置の有無（常設部以外の個人参加も対象とする）に関わらず適用する。ただし、地域クラブ活動に所属しての参加のように、本校の所属以外で大会に参加した場合は、適用外とする。また、学校や授業で応募した作品展、コンクールなどで旅費が発生した場合は、体文振役員および事務局で協議のうえ、それらの個人あるいはグループも対象とする。
- 第11条 学校間連携による合同部活動に参加している本校の生徒が補助の対象となる大会に出場する場合は、連携先の学校と確認をして、補助の可否を判断する。
- 第12条 中体連に準ずる大会とは、中体連の成績（結果）を経て、全道（全国）に参加する大会とする。（協会主催の全道・全国の参加は引率教師と協議し、旅費については顧問会議で別途協議する）
- 第13条 中体連、中体連に準ずる大会以外は、年に1大会まで参加費を出す。（文化系部活動も含む）大会で勝ち上がり、全道、全国まで繋がるものに関しては顧問のみ旅費を出すものとする。
- 第14条 各種大会に出場する際の道具の輸送費の補助額は、体文振役員及び事務局で検討をし、決定する。吹奏楽部の楽器輸送代は、部活動基金および吹奏楽部維持費から支出する。

令和6年4月16日 改定